

議案第31号

町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定
について

上記の議案を提出する。

2020年10月2日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5
第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会の設置等に関し必要
な事項を定めるため、制定するものです。

別紙のとおり、町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定したい。

なお、制定の概要は、次のとおりです。

1 制定理由

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会の設置等に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。

2 要旨

学校運営協議会の設置、所掌事務、組織、委員の任期その他必要な事項を定めています。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき町田市が設置する学校（以下単に「学校」という。）ごとに協議会を置く。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合は、2以上の学校について一の学校運営協議会を置く。

(所掌事務)

第3条 法第47条の5に定めるもののほか、協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 対象学校（協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の運営状況等について、年度につき1回以上評価を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事務

2 協議会は、法第47条の5第6項及び第7項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長（以下単に「校長」という。）の意見を聴取するものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の学校支援ボランティアコーディネーター
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(招集の通知)

第8条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題

(書面による協議)

第9条 第7条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由

により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による協議を発議することができる。

- 2 書面による協議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。
- 3 書面による協議における協議会の議事は、委員の過半数が当該書面による協議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による協議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(解任)

第11条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 辞任を申し出たとき。
- (2) 前条の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、解任すべき事由があると認められるとき。

(指導、助言等)

第12条 教育委員会は、協議会の運営の状況について、的確な把握に努めるとともに、必要に応じて協議会及び校長に対し指導、助言等を行い、協議会の円滑な運営

の確保に努めるものとする。

- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切に所掌事務を遂行することができるよう情報の提供に努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針)

第13条 校長は、法第47条の5第4項の基本的な方針について、毎年度これを作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校経営計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

(法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項)

第14条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒並びに特定の職員の任用に関する事項を除く。）とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、町田市教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。